

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会的責任の実践及びステークホルダーを重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。 そのためには、内部統制の整備及び運用等の一層の強化が必要であると考えております。

このような視点から、迅速かつ的確な意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、特にコンプライアンスは、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが重要であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤静枝	524,728	28.83
株式会社ティビシィ・スキヤット	375,064	20.61
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	93,812	5.15
富国生命保険相互会社	68,000	3.74
香川 幸一	42,400	2.33
安田 茂幸	40,520	2.23
東京海上日動火災保険株式会社	36,000	1.98
株式会社SBI証券	21,500	1.18
田中 秀幸	21,200	1.16
齋藤 武士	16,600	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 10月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、関係する親会社や上場子会社の該当はございません。

また、コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情の該当はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 晃	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 晃		-	税理士として長年の経験と専門知識を有しており、また、上場している他社の社外監査役を務める等の豊富な知識や経験に基づき、当社の社外監査役在任期間において独立した立場からその職責を十分に果たしていただきました。また、監査役監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、社外取締役としての業務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 更新

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、定期的に会計監査人と意見交換を行い、会計監査の実施状況を確認するとともに、専門家としての意見を聴取しております。内部監査人は監査役及び会計監査人と適時に情報交換を行い、業務監査及び会計監査に関わる監査方法や監査結果を共有しております。

社外監査役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	0名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉浦 芳幸	他の会社の出身者													
西尾 忍	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦 芳幸		キヤノンマーケティングジャパン株式会社(当社大株主)の出身者 キヤノンソフトウェア株式会社 同社 常務取締役 同社 常勤監査役 を歴任	キヤノンソフトウェア株式会社での業務を通じて培われた企業人としての幅広い経験と見識、及び監査役としての知識・経験があり、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言に精通していることから、社外監査役としての業務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
西尾 忍		-	公認会計士・税理士として豊富な経験と幅広い見識から当社の会計監査の充実に期待し、社外監査役としての業務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

1名

その他独立役員に関する事項

現時点で明確な判断基準を設けておりませんが、候補者の独立性に関しましては、個別に精査し判断することとしております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の業績向上へのインセンティブを高める施策について、今後も検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別表示は実施しておりません。  
なお、事業報告において、取締役及び監査役それぞれの報酬の総額及び支給人員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、平成15年1月29日開催の定時株主総会において年額150百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と、監査役の報酬限度額については、平成26年1月29日開催の定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役の業務に関するサポートは、経営管理部長及び経営企画室が担当し、取締役会の付議事案に係る事前説明等を行っております。また、社外監査役の業務に関するサポートは、常勤監査役及び内部監査室が担当し、取締役の業務執行状況報告や各部署の内部監査状況等の説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(取締役会)

取締役会は、当社の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関であります。

取締役会は、代表取締役社長を含む取締役6名で構成されており、経営監督機能の強化を図るため、うち1名を社外取締役として選任しております。

なお、取締役会は原則として毎月1回開催しており、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。また、別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会に付議される事項は、事前に経営管理本部(経営企画室)によってとりまとめられ、補足資料を補充するなど取締役会の機動的な運営に努めております。

(監査役会)

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。また、企業経営の監督を強化するため、監査役3名のうち2名を社外監査役として選任しております。

監査役会は、監査役会規程に基づいて、原則として毎月1回開催しております。監査役が、取締役会その他重要会議にも出席して必要に応じて意見を述べることで、取締役会の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視機能の充実化が図られております。また、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行の状況を監査しております。なお、監査役は、内部監査担当者や会計監査人と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(経営会議)

経営会議は、常勤取締役5名、事業責任者、経理部及び総務部等により構成され、2部構成で実施しております。第1部では、コンプライアンスに係る事項(内部監査報告、内部通報報告、労務状況報告及び事業セグメント毎のコンプライアンス委員会報告)を協議し、第2部では各事業の実績及び実務的な重要事項を審議し、経営上の重要な意思決定を迅速に反映するため定期的に開催しております。

(内部監査室)

当社の内部監査は、取締役社長直轄の部署である内部監査室(室員2名)で実施されます。内部監査室は監査役及び会計監査人と適時に情報交換を行い、業務監査に関わる監査方法や監査結果を共有しております。

内部監査室長は、監査計画を策定し、基本的には事業年度毎のローテーションにより各組織の監査を実施しております。内部監査は、法令及び社内規程の遵守状況、並びに事業活動の効率性等について、当社各部署に対し行い、取締役社長に結果を報告するとともに、被監査部署に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。またそれらの活動報告を経営会議において報告しております。その後の改善状況については、適切な時期に内部監査室がフォローアップ監査を行います。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、経営の監視機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。当社は、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制を維持するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、法定期日までの発送は実施しておりますが、今後は可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算情報及び適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに当社の企業活動全般等を正確にご理解いただくため、会社情報の適時・適切な開示に取り組んでいく方針であります。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務を適切かつ効率的に執行するために、取締役会において内部統制システムの基本方針を定めております。

具体的な取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 社会的信頼と責任を果たす企業集団であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の最重要課題であることを認識し、全役職員が高い倫理観に基づいて職務執行し、公正かつ透明性の高い経営体制を確立する。

(b) 法令遵守体制の監視及び業務執行の適正の確保を目的として、取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置する。

(c) 内部監査人は、法令及び当社規程等に従い各業務が適正かつ合理的に執行されているかを定期的に監査し、その結果を取締役社長へ報告を行うとともに、問題のある事項については、該当部署へ改善要請を行う。また、監査役と連携し、必要に応じて取締役会へ報告を行う。

(d) コンプライアンス体制の整備を行い、全従業員が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守の上社会的責任を果たし企業理念を実践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図る。

(e) 当社のコンプライアンス体制は、経営管理本部を主管部署とし、内部通報（通報者の秘密管理性を確保し不利益を被らない制度）及び事業セグメント（特に許認可事業）のコンプライアンス委員会（月1度開催）の報告を経営会議に上程し、問題ある場合は改善を指示する。また、経営会議では内部監査室による内部監査報告も行われ、仮にコンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び社内規程等に則り適切に保存・保管をする。

(b) 経営に関する重要情報は、閲覧権限の明確化と周知徹底を実施し、また、社内規程等により情報漏洩の場合の責任及び懲罰について定める。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会においてリスク管理規程を制定し、取締役社長の下にリスク管理を含めたコンプライアンス体制を構築する。

(b) リスク管理を含めたコンプライアンス体制は、経営管理本部を主管部署として統括し、経営管理本部長が管理責任者、運営事務局を経営企画室長が担い、活動計画に基づいた予防措置の実施及び緊急時の対応等を備えた規程等の整備と検証・見直しを図る。

(c) 内部監査室を設置し、その職務機能として内部監査を定期的実施し、その結果について取締役社長へ報告することで、リスクの現実化を未然に防止する。

(d) 内部監査により法令、定款違反、その他の損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について直ちに取締役社長に報告され、また、取締役会、監査役にも報告される体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(b) 担当取締役、経営幹部から構成するセグメント毎の経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

(c) 経営会議は、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係る諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された経営計画及び事業予算の各項目に関し、達成状況及び展開状況を検討・確認する。

(d) 取締役社長は、経営会議に出席し、各担当取締役及び経営幹部に対し、業務上の諸事項及び予算と実績の乖離に対する是正を指示することにより、業務執行を適正に管理する。

(e) 業務執行にあたり、社内規程において責任と権限を明確化し、適正な管理水準を維持する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社を中心とする企業集団の業務の適正性を確保するため、当社は、子会社の持株比率を原則として100%保有し、かつ子会社に対し当社の役員を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務運営を定常的に監督することとする。また、子会社取締役は、子会社の営業成績・財務報告その他重要情報について、その内容・重要度により当社取締役会、経営会議または予算責任者会議のいずれかにおいて報告する。なお、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を行うなど、効率的な職務の執行が行える体制を構築する。

(b) 当社は、関係会社規程により経営管理本部を主管として、子会社の経営上の重要事項の決定の際や経営内容を把握し、損益管理、予算統制等を実施し必要に応じて関係資料等の提出を求める。また、子会社に係る決裁基準を設け、一定のリスクがある場合には当社の承認を要するなど、子会社のリスクを未然に把握する。

(c) 当社の内部監査担当者は、監査役と連携し、内部監査規程に基づく子会社の業務運営に関する内部監査を実施し、企業集団における業務の適正及び経営リスクの軽減を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は監査役会規程により、必要に応じ監査役の職務を補助する使用人を置くことができ、かつこの使用人の指揮権は監査役が有し、取締役の指揮命令に服さない。

(b) 監査役の職務を補助する使用人の人事は、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得て決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

(a) 取締役は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項及び違法又は不法行為を認知した場合は、法令に従い直ちに監査役に報告する。

(b) 監査役は、取締役会等の業務執行の重要な会議に出席し、重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実のほか、会議の決定事項、内部監査の実施状況等の報告を受け意見を述べるとともに、主要な稟議書を閲覧する。

(c) 監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役、内部監査人及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については説明を求めることができる。

(d) 改正会社法の施行に伴い、監査役監査の実効性を確保するための体制として、取締役及び使用人（子会社取締役及び使用人を含む）が監査役に報告したことにより当該事項を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。さらに、監査役の職務の遂行において生ずる費用の前払い、償還の手続き及びその他の当該職務の遂行において生ずる費用、債務の処理に係る事項を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。

(b) 監査役は、会計監査人と定期的な会合、往査への立合いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適時報告を求める等、監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

(c) 監査役は、取締役社長と定期的に会合を持ち、会社の課題、取り巻くリスク及び監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

- (a) 財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、取締役会において財務報告に係る運用基本方針を定める。
- (b) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため関係諸法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (a) 反社会的勢力排除に向けた基本方針により、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然とした姿勢で臨み、不当要求等を拒否し、反社会的勢力と関係を一切持たない。
- (b) 平素より外部専門機関等の情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。
- (c) この基本方針を役員および従業員全員に周知徹底し、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

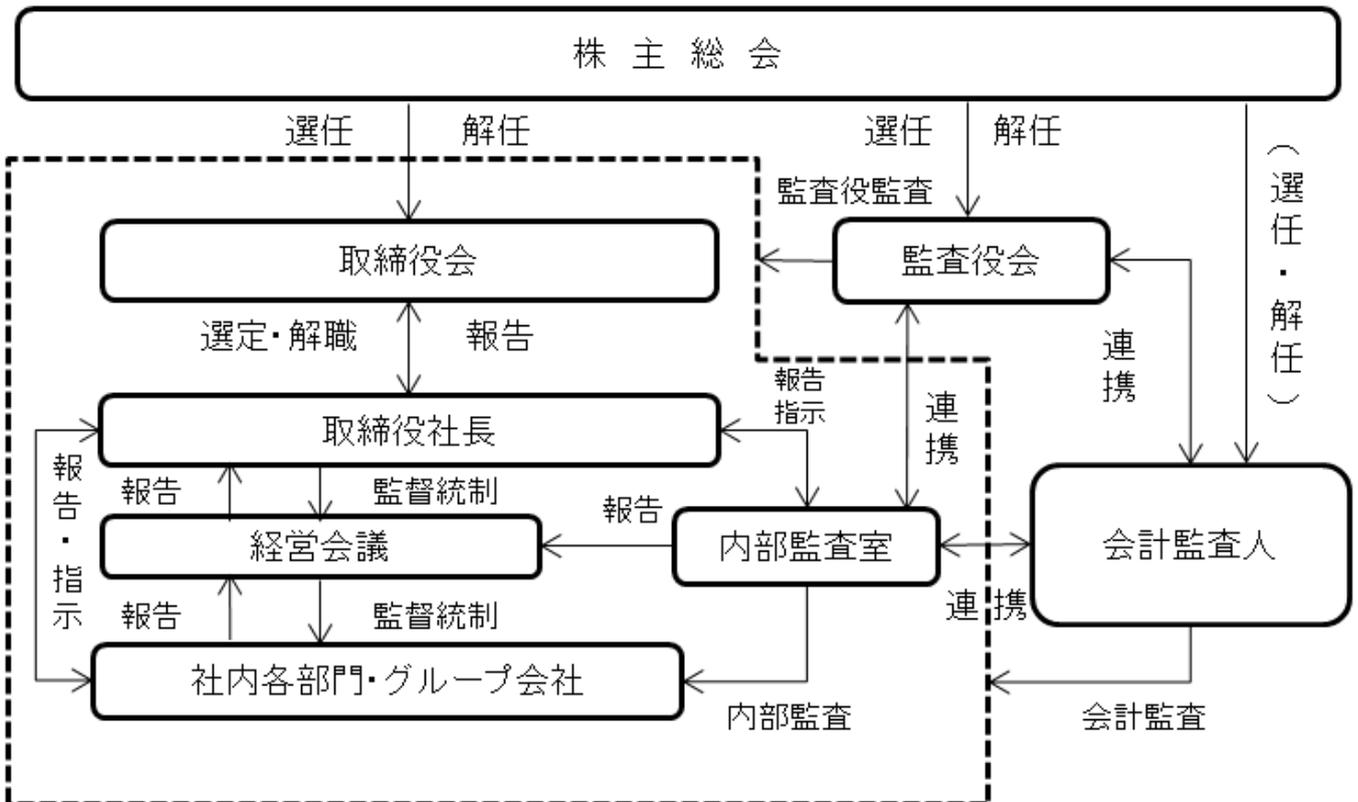
買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明

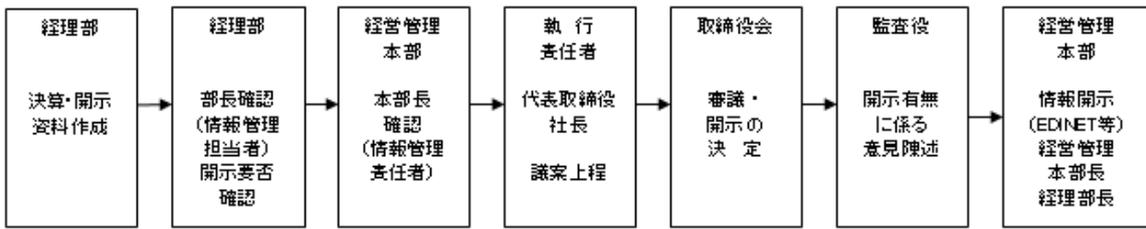
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- (1) コーポレート・ガバナンス体制について  
模倣図(参考資料)をご参照ください。
- (2) ディスクロージャー体制について  
適時開示体制の概要(模式図)をご参照ください。

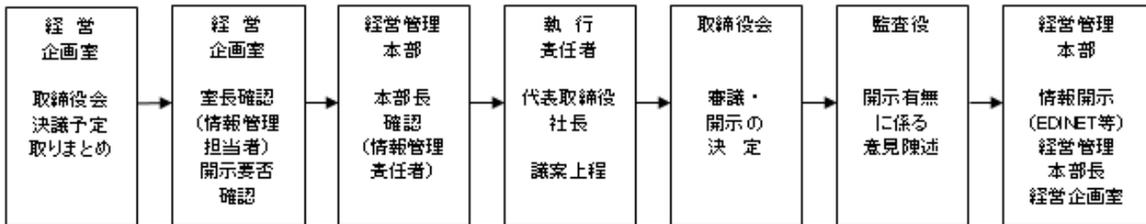


(2) ディスクロージャー体制について

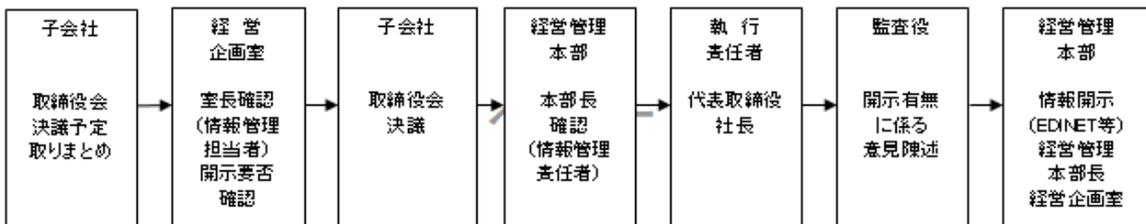
決算に関する情報



決定事実に関する情報



子会社の決定事実に関する情報



発生事実に関する情報

